中小企業憲章

二〇一〇年六月一八日　閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1　基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいうべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2　基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一　経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配意する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二　起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三　創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四　公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることの

ないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五　セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する

・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する

・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる

・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す

・地方自治体との連携を一層強める

・政府一体となって取り組む

こととする。

3　行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一　中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二　人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三　起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四　海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五　公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六　中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七　地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八　中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政

策効果の検証に反映する。

（結び）

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

（http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004655/index.html より）

墨田区中小企業振興基本条例

昭和54年墨田区条例第17号

（目的）

第1条　この条例は、墨田区における中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める規模及び業種の企業をいう。

（基本方針）

第3条　中小企業の振興は、墨田区の人と縁と産業の調和したまちづくりの実現を目標に、区内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民及び区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

（施策の大綱）

第4条　前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりとする。

(1)　中小企業の経営基盤の強化を助長し、地域経営の健全な発展に寄与する施策

(2)　中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策

(3)　中小企業従事者の福祉の向上に関する施策

(4)　中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策

（区長の責務）

第5条　区長は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次の措置等を講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならない。

(1)　財政その他の措置を講ずること。

(2)　特に小規模の企業及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと。

(3)　国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

（中小企業者の努力）

第6条　中小企業を営む者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生のために、自主的努力を払い、流通の円滑化及び消費生活の安定確保に努めるとともに、地域の生活環境との調和に十分な配慮をするものとする。

（区民等の理解と協力）

第7条　区民及び中小企業の事業に関連ある者は、区内の中小企業の特性を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（委任）

第8条　この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

墨田区中小企業施策の沿革

(西暦)年	(元号)年	
1975	(昭和) 50	新たな特別区制度の発足 区長公選／保健所・都市計画事務等事業移管／人事権の確立→産業施策の必要性
(昭和52年度～57年度) 産業振興施策実施基盤づくりの時期		
77～78	52～53	中小製造業実態調査 製造業系事業所約9000社を対象に、係長級職員180人による悉皆調査
78～79	53～54	商業関係実態調査 卸売業・小売業・飲食業・サービス業を対象
78	53	墨田区中小零細企業振興基本条例上程・継続審議（議員提案）
79	54	墨田区中小企業振興基本条例制定 施策の大綱：経営基盤強化／従業員の福祉向上／調査、情報収集・提供 取組方針：区長の責務／中小企業の努力／区民等の理解と協力
		中小企業振興対策調査委員会報告（区の産業施策の骨格を提言）
80	55	墨田区基本構想策定（５つの都市像として産業都市を明記） 産業振興会議設置（工業・商業者、学識経験者、区職員）→検討・提言 ①具体的振興策の展開、②まちづくりへの取組、③イメージアップ施策の展開、④産業情報の収集・提供
81	56	墨田区基本計画策定（産業都市づくり施策の体系化）
(昭和57年度～61年度) 産業振興施策のメニュー化の時期		
83	58	産業会館
85	60	3M運動の展開（'85年／S60～） 小さな博物館（27館）／マイスター（37人）／工房ショップ（20ショップ）（'05年１月現在）
		製造業・卸売業9600社の企業台帳調査 区内製造業の受発注拡大を目的に企業情報をデータベース化
(昭和61年度～平成元年度) 産業振興施策の重点化の時期		

(西暦)年	(元号)年	
1986	61	中小企業センター 区内製品の販路拡大、区内企業の経営・技術支援
1987	62	「イーストサイド」（産業白書） 産業振興を進めていくための指針づくり
88	63	工業振興マスタープラン ①ファッションセンター構想→'00年国際ファッションセンターオープン ②工房サテライト事業→'92年工房サテライト（工場アパート）オープン
		産業フェア開催（ファッションフェア・テクノフェア）
(平成元年度～６年度) 産業振興施策のネットワーク化の時期		
89	(平成) 1	異業種交流促進事業（'89年／H1～：現在８グループ） 独自の経営資源と情報の交流
		共同受注グループ支援（'89年／H1～：現在１グループ） 経営資源の共有、高精度・短納期への対応
92	4	工房サテライト事業の推進（工場アパートオープン）
93	5	工場建替え用貸工場の設置
94	6	両国ファッションパーク構想の推進（両国馬車通りリニューアル　'94／H6～'97／H9）
(平成６年度～12年度) 工房文化都市形成の時期		
96	8	すみだブランドの育成（新商品・新技術開発支援） 開発コンサルティングと経費助成 SONICの活動支援（'95年／H7）
98	10	「すみだ商工ナビゲータ」の作成
2000	12	中小企業都市サミット開催
2000	12	国際ファッションセンターオープン・中小企業都市サミット開催
2002	14	早稲田大学との産学官連携の包括協定締結
2003	15	工業振興プラン「中小企業のまちすみだ新生プラン」
2004	16	「フロンティアすみだ塾」開講

資料　墨田区中小製造業実態調査票（従業員５人以上事業所用）（1977年）

〒＿＿＿＿　墨　田　区

丁目　　番　　号

様

▷ おたくの事業所（企業）についてご記入ください。◁

1	事業所名 （本社名）		〈本社・工場〉 A．本社，B．工場，C．支所（営業所），D．その他	
2	代表者名		A．年令　満　才	B．性別　男・女
3	本社所在地	都・道・府・県　　市・区・町・村		
4	企業形態	A．法人（資本金　　万円），B．個人，C．その他（　　）		
5	主な事業内容 製品名		この１年間に主な事業内容・取扱製品が変りましたか。	A．変らない B．変った
6	創業年次	明・大・昭　　年	7．現在地での事業開始年次	明・大・昭　　年

8．おたくの事業所では，兼業をしていますか。

A．していない

B．している（次の１～６までのうち該当するものに○をつけてください。）

1. 製造・加工業を兼業している
2. 小売業を兼業している
3. 飲食店を兼業している
4. 不動産経営（アパート経営など）
5. その他（　　）

9．従業員についてお伺いします。（※前月の給与総額は，時間外等含みます。）

A．企業全体の従業者			B．おたくの事業所の従業員			
区分		1. 人数	1. 人数	2. 前月の給与総額	3. 平均年令	4. 従業者の住居区分
常用	a 男	人	人	万円	才	a. 墨田区内　（　）人
	b 女	人	人	万円	才	b. 墨田区に隣接する区（　）人
臨時パート	a 男	人	人			c. その他の都区内（　）人
	b 女	人	人			d. その他　（　）人

10．事業所の土地・建物についてお伺いします。

（（　）内に記入し，該当するものに○をつけて下さい。）

A．土地について	B．建物について	C．建物の利用について	D．建物の構造について
1. 総面積（　）坪 2. 自己所有（　）坪 3. 賃借（　）坪 （※１坪＝3.3㎡）	1. 延面積（　）坪 2. １のうち工場延面積（　）坪 3. 自己所有 入手した年（　）年前 4. 賃借 開始した年（　）年前	1. 事業（工場）専用 2. 工場と住居が区別されている。 3. 工場と住居が区別されていない。	1. 木造 経過年数（　）年 2. 木造モルタル 経過年数（　）年 3. 簡易耐火造（鉄骨造等） 経過年数（　）年 4. 耐火造（鉄筋コンクリート） 経過年数（　）年

11．事業所の設備・機械についてお伺いします。

主要な設備・機械の名称	台数	最近５年間に購入した主要な設備・機械の名称	台数	購入年（昭和）	購入金額（万円）

12．墨田区に立地して，特に有利な点について次のうちから該当するものに○をつけてください。

A．特に有利な点はない

B．次の点で有利である（○は３つまでにしてください。）

1. 親企業・問屋等の納入先に近くて便利
2. 原料・部品の入手が容易
3. 業務上の情報を得やすい
4. 交通の便が良い
5. 同業者が多いため有利
6. 雇用者やパート・下請・内職者が得やすい
7. その他（　　）

13．墨田区に立地して，特に不利・不便な点について次のうちから該当するものに○をつけてください。

A．別に不利・不便な点はない

B．次の点で不利・不便である（○は３つまでにしてください。）

1. 高地価・過密で事業所の拡張余地がない　2. 公害への苦情が多い
3. 交通の混雑　4. 同業者が多いために競争が激しい
5. 雇用者やパート・下請・内職者の確保がむづかしい
6. 納入先が移転したり営業しにくい　7. その他（　　）

14. 近い将来墨田区から他地域への移転計画がありますか。該当するものに○をつけてください。

A．移転するつもりはない
B．条件さえととのえば移転したい
C．すでに移転を計画中である
D．すでに移転を行った

1. 移転は全面的ですか，それとも一部ですか
　a. 全面的移転　b. 一部移転
2. 移転地は次のａ～ｅのうちどれですか
　a. 墨田区内　b. 台東区，江東区，葛飾区，足立区，荒川区
　c. ｂ以外の都区内　d. 埼玉県，千葉県，茨城県
　e. その他（　　）
3. 移転する理由は，次のａ～ｇのうちどれですか
　a. 経営拡大のため　b. 用途規制による制約のため
　c. 交通運搬の渋滞のため　d. 公害問題のため
　e. 人手や内職が当地ではえられないため
　f. 住居改善のため
　g. その他（　　）

15. 最近の景況についておたずねします。該当するものに○をつけてください。

A．最近の売上げは，オイルショック（昭和48年秋）以前とくらべてどうですか。
　1．売上げはのびている　2．売上げののびは停滞している
　3．売上げは実質的に減少している

B．おたくの場合，今回の長期不況の影響はありましたか。
　1．なかった　2．多少あった　3．おおいにあった

どのような対策をとりましたか。次の該当するものに○をつけてください。
　a．特に対策はたてなかった
　b．次のような対策をとった

1. 雇用者をへらした（　　）人
2. 新規に取引先を開拓した
3. 値引き，安値受注によって販売量・仕事量を確保せざるをえなかった
4. 業種・扱い商品の転換を行った
5. 受注先をふやすことによって販売・受注量を確保した
6. 従来の蓄積をくいつぶして借金せざるをえなかった
7. その他（　　）

16. おたくの生産形態は次のＡ・Ｂのどちらですか。また，売上高（年商）・輸出比率について記入してください。

A．主として受注生産
　1. 原材料支給の賃加工下請生産
　2. 原材料自前調達による下請生産
B．主として見込生産

区　分	a 昭和45年	b 50年	c 52年(見込)
1. 総売上高	万円	万円	万円
2. 輸出比率	%	%	%

17. おたくの今後の経営方針は，次のＡ～Ｃのうちどれですか。該当するものに○をつけてください。

A．積極的に拡大していく（次のうち該当するものに○をつけてください）
　1．新設備・機械を積極的導入を行う　2．扱う商品・製品を豊富にする
　3．販売先・受注先を拡大していく　4．その他（　　）
B．現在の事業をむしろ縮小していく（次のうち該当するものに○をつけてください）
　1．他の業種（　　）に転換する　2．条件がおりあえば他人に譲る
　3．後継者がいないのでやめたい　4．その他（　　）
C．どちらともいえない
　どのようにお考えですか→（　　）

18. おたくの事業所の主な取引先・販売先の社数，年商額の取引比率を記入してください。

区　分	1. 社数	2. 取引比率	区　分	1. 社数	2. 取引比率
A．商社・問屋	社	年商の約 %	D．小売業者	社	年商の約 %
B．メーカー製造卸・製造問屋	社	%	E．直接の需要家（官公庁や消費者）	社	%
C．ＡやＢの下請業者	社	%	F．そ の 他	社	%

19. おたくの主な取引先・販売先の社数を所在地別に記入してください。

A．墨田区内	社	E．その他の区内	社
B．江東・葛飾・江戸川・足立・荒川の各区内	社	F．東京都区外・千葉県・埼玉県	社
C．台東・文京・中央・千代田の各区内	社	G．その他の府県	社
D．港・大田・品川・目黒の各区内	社	H．直接海外の業者へ	社

20. おたくの外注先（下請など）の社数と内職先件数を所在地別に記入してください。（最近1年間についてお答えください）

区　　分	1. 外注先	2. 内職先
A. 墨田区内	社	軒
B. 台東・江東・葛飾・足立・荒川・江戸川の各区内	社	軒
C. 上記B以外の都区内	社	軒
D. 東京都区外及び他府県	社	軒

21. おたくの事業所の所定労働時間を記入してください。

所定労働時間　午前(　　)時～午後(　　)時　　残業をやる方は月平均(　　)時間

22. おたくの事業所は，なんらかの資金借入れをしていますか。該当するものに○をつけてください。

A. 資金の借入れはしていない

B. 資金の借入れをしている（該当するものに○をつけ，借入残高を記入してください。なお，借入先は右欄より選んでb欄に番号を記入してください）

資金名	a. 借入残高	b. 借入先
1. 設備資金	万円	
2. 運転資金	万円	
3. 住宅資金	万円	
4. 公害防止資金	万円	

1. 市中銀行（相互銀行を含む）
2. 制度金融（都や区の資金）
3. 信用金庫・信用組合
4. 政府系金融機関（国民金融金庫・住宅金融公庫等）
5. 親戚・知人
6. その他（　　）

23. おたくの事業所が現在もっとも困っている問題は何ですか。次のA～Jのうちから3つ以内選んで○をつけてください。

A. 後継者がいない
B. 公害問題で苦しい立場にある
C. 工賃単価が安くて経営が苦しい
D. 工場が手狭で作業が思うようにできない。
E. 新鋭設備・機械を買入れる資金がえられない
F. 仕事量が少なくて経営が苦しい
G. 親企業（納入先）の支払条件・品質管理がきびしくなって苦しい
H. 優秀な従業員がいない。
I. 手形の支払いが多く資金繰りが困難である
J. その他（　　）

24. おたくの代表者が現在の事業を始める直前の職業についてお伺いします。

A. 先代から今の仕事をやっていてそのあとを継いだ
B. 墨田区内の同業の従業員・職人
C. その他の区の同業の従業員・職人
D. その他の職種（　　）の従業員
E. 他の自営業（　　）　　F. その他（　　）

25. 今後のきびしい経済環境に対応していくために，あなたは個別の企業の枠を超えた共同化事業を推進する考えがあります。

A. おおいにすすめたい　　B. その考えは全くない
C. わからない

共同化事業の内容として次のうち最も重要と思うものを2つ以内で選んでください。
1. 使用原材料の共同購入
2. 同業者で技能訓練制度をつくる
3. 共同工場・共同アパートなどをつくる
4. 共同販売　5. 共同受注　6. 共同配送
7. 共同して独自の共済制度などをつくる
8. 公害防止設備の共同化
9. その他（　　）

全くないとする理由は次のどれですか。
1. 企業は自分の責任ですべてやるべきだ
2. 信頼できるリーダーがいない
3. 資金がかかりすぎる
4. 失敗した例が多い
5. その他（　　）

26. おたくの事業所では，どのような社会保険制度に加入していますか。

A. 中小企業退職金共済　B. 雇用保険　C. 厚生年金　D. その他（　　）

27. 隣近所からおたくの事業所に対し「公害」の苦情を受けた受けたことがありますか。

A. 苦情はなかった　　B. 苦情があった

どのような種類の公害の苦情でしたか。次の該当するものに○をつけてください。

1. 騒音　2. 振動　3. 汚水　4. 臭気　5. 粉じん　6. ばい煙　7. 有害ガス　8. 廃棄物処理

28. おたくの事業所は，組合・団体に加入していますか。該当するものに○をつけ記入してください。

A. 加入していない
B. 加入している
1. 事業協同組合（　　）
2. 任意の業界団体（　　）
3. その他の組織（　　）

帯広市中小企業振興基本条例

（平成19年3月条例第6号）

帯広・十勝は、民間開拓団の入植以来、先人たちの弛まぬ努力によって、農業及び関連する幅広い産業が発展を遂げてきました。

今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展してきています。

本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手であります。

地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためこの条例を制定します。

（目的）

第1条　この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものをいう。

(2)　中小企業者等　中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。

（中小企業振興の基本的方向）

第3条　この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。

(1)　帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援

(2)　技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進

(3)　経営基盤の強化

(4)　産業基盤の整備

(5)　中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

（市長の責務）

第4条　市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。

2　市長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。

（中小企業者の役割と努力）

第5条　中小企業者は、自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献するものとする。

2　中小企業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第6条　市民は、帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めるものとする。

（委任規定）

第7条　この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

帯広市中小企業振興基本条例の制定

（帯広市商工観光部）

●帯広・十勝は、農業及び関連する幅広い産業が発展
●今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展
●本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手
●地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するため条例制定

中小企業者等

〈役割と努力〉
自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献

市　民

〈理解と協力〉
帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力

中小企業振興の基本的方向

(1)帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業や新技術・新事業開発の支援
(2)技術・技能の向上をはじめとする人材の育成、担い手づくりの促進
(3)経営基盤の強化
(4)産業基盤の整備
(5)中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

行　政

〈市長の責務〉
○中小企業関係団体と密接に連携し中小企業振興のための指針を定める
○国等の機関と連携し、中小企業者に対する支援等必要な施策の推進

帯広市中小企業振興協議会の設置
○中小企業の指針を図るための指針策定に関することを協議
○中小企業団体、地域金融機関、行政機関ほかで構成

帯広市産業振興ビジョンの策定
○中小企業振興のための指針たる「産業振興ビジョン」を策定する
（現状と課題、産業振興の基本的方向、中長期的振興施策など）

帯広市産業振興ビジョン素案　概要版

（帯広市商工観光部）

Ⅰ　策定の基本的な考え方

◆目的

市と中小企業者等が協働して取り組む産業振興の基本方向、推進方策を明示しました。帯広市中小企業振興基本条例第４条に基づく中小企業振興のための指針を兼ね備えた性格を持ちます。

◆構成

帯広市中小企業振興協議会からの提言書をもとに、取り組むべき分野を「５つの施策の基本方向」に大別し、それに基づき「50の展開事業」を掲載しています。展開事業では「６つの重点プロジェクト」を設定し、メリハリをつけた展開をしていきます。

◆計画期間

平成21年度からの概ね10年間程度とし、５年後に必要に応じた見直しをします。

◆計画の推進

工程表、成果指標設定による計画的な推進をしていきます。毎年、ビジョンの実施状況の点検・評価を行い、「仮称・帯広市産業振興会議」と協働で、中小企業振興、ビジョン関連施策の具体化検討、見直しを実施していきます。

Ⅱ　産業経済の現状と課題

＜取り巻く社会情勢＞

資材価格等の高騰　世界的金融危機　少子高齢化による人材・担い手不足　公共投資の縮減　農政の転換　高速交通ネットワークの整備

＜自然・地理的構造＞

- 農林水産業を基幹産業とする十勝の中核都市
- 道央圏と東北海道を結ぶ交通結節点
- 農業関連試験研究機関が集積

現　状　と　課　題

＜人口＞

- 平成42年の帯広市の人口推計は15万人と減少が予想
- 周辺３町を含めた帯広都市圏の人口は増加しているが、帯広市から周辺３町、札幌市、首都圏へ転出により社会減の傾向にある

⇒交流人口の拡大の必要性

＜産業構造＞

- 廃業事業所数が開業事業所数を上回る傾向
- 他地域と比較し優位性の高い農業

⇒創業・起業、地域資源活用型、移輸出型産業育成の必要性

＜就業・雇用＞

- 中小企業の占める割合は事業所総数の99%、従業者総数の81%
- H20年度の有効求人倍率は道内主要安定所の中で最も高率で推移

⇒総合的な中小企業支援の必要性

＜工業＞

- 食料品製造業の占める割合が帯広市では53%、十勝支庁で70%と高い
- 帯広市の付加価値率は全道平均を上回るも、１従業者あたりの付加価値額は減少傾向

⇒地域内における農業関連製造業の一層の振興の必要性

＜商業サービス＞

- 卸・小売業の企業設備投資は近年停滞傾向にあり年間商品販売額は減少しているものの、道内他地域と比べ帯広商圏の優位性は増大
- 帯広市の第三次産業における商業・サービス業の就業者割合は増加しており、域内経済への影響度合いは高い

⇒更なる域内経済活性化の必要性

＜観光＞

- 観光客入込み数は北海道全体で横ばいから減少傾向にある中、十勝圏域は微増傾向
- 観光資源点在による通過型観光で夏季に入込みが集中

⇒地域交通網の利用促進、観光サービスの充実、関連産業の振興の必要性

Ⅲ　産業振興の考え方

◆基本方向

【ビジョンで目指す地域産業の姿】

『地域力をいかした活力ある地域産業の形成』

【産業振興の３つの視点】

1. 地域資源活用　2. 産業間・産学官連携　3. 中小企業の活性化

◆展開施策　６重点プロジェクトの展開事業

施策の基本方向	重点プロジェクト	構成する施策	展開事業
中小企業の経営基盤の強化	創業・起業支援	創業・起業支援	・創業・起業応援 ・創業・起業実践
	中小企業総合支援	中小企業総合支援	・事業承継・事業再生支援 ・中小企業総合相談機能整備 ・とかち応援団のネットワーク化
産業人・担い手の育成	人材育成	地域「人財」育成連携	・「人財」育成 ・総合的研修
		人材マッチングシステム強化	・雇用創出支援
ものづくり産業の振興	ものづくり創造	ものづくりファーム	・ものづくり技術力強化
		ものづくり支援カウンター	・ものづくり相談・支援
		フードビジネス支援	・アグリ・フード・バイオ関連産業振興
		知的財産活用（地域イノベーション）	・産学官連携
産業基盤の強化	ビジネス拡大立地促進	企業立地・誘致	・企業立地支援・誘致推進 ・施設の共同利用化 ・とかち応援団のネットワーク化
		産業集積誘導戦略策定	・産業集積に関する検討 ・産業立地環境の整備
集客交流産業の振興	交流拠点形成	ふーどツーリズム	・食観光・産業観光推進
		とかち「ビジットシナリオ」	・総合観光情報提供 ・観光客誘致、ロケ誘致推進
		恋人の聖地イメチェン	・幸福魅力づくり整備

2040年若年女性変化率上位都市とその要因

No	都道府県	市区町村	人口移動が収束しない場合					社人研	類型	特徴
			2010年総人口	2010年20-39歳女性	2040年総人口	2040年20-39歳女性	若年女性人口変化率(2010→2040)	若年女性人口変化率(2010→2040)		
1	石川県	川北町	6,147	864	7,906	1,001	15.8%	10.9%	産業誘致型	金沢市、小松市に通勤可能。ジャパンディスプレイの立地により、財政的にも安定
2	秋田県	大潟村	3,218	311	2,868	358	15.2%	8.0%	産業開発型	独立独歩による農業の産業化に成功。1人当たりの住民税額も県内2位の秋田市を大きく上回る
3	神奈川県	横浜市都筑区	201,271	27,357	270,271	31,020	13.4%	1.1%	ベッドタウン型	横浜市中心部へのアクセスが良く、宅地開発も盛ん
4	福岡県	粕屋町	41,997	6,977	57,173	7,766	11.3%	-0.3%	ベッドタウン型	福岡市に隣接
5	宮城県	富谷町	47,042	6,441	61,273	6,978	8.3%	6.0%	ベッドタウン型	仙台市に隣接
6	富山県	舟橋村	2,967	378	3,361	406	7.5%	7.9%	ベッドタウン型	富山市に隣接
7	鳥取県	日吉津村	3,339	422	3,657	450	6.8%	-2.4%	産業誘致型	米子市に隣接。王子製紙、イオンなどが立地し、財政的にも安定
8	福岡県	志免町	43,564	6,378	51,398	6,684	4.8%	-4.5%	ベッドタウン型	福岡市に隣接
9	大阪府	田尻町	8,085	1,108	8,531	1,150	3.8%	-4.7%	公共財主導型	関西国際空港の立地により、財政的に安定
10	京都府	木津川市	69,761	9,539	84,958	9,896	3.7%	-3.2%	公共財主導型	関西文化学術研究都市として成功
11	群馬県	吉岡町	19,801	2,598	24,199	2,648	1.9%	-4.0%	ベッドタウン型	前橋市、渋川市にそれぞれ隣接。高崎市へのアクセスも良い
12	愛知県	日進市	84,237	11,842	103,147	12,056	1.8%	-7.8%	学園都市型	多くの大学の立地に加え、名古屋市、豊田市に隣接
13	埼玉県	吉川市	65,298	8,815	76,443	8,961	1.7%	-7.7%	ベッドタウン型	大規模宅地開発が盛ん
14	愛知県	幸田町	37,930	5,466	43,520	5,538	1.3%	-8.9%	産業誘致型	中部工業団地等、自動車関連産業が盛ん
15	埼玉県	滑川町	17,323	2,371	21,445	2,391	0.8%	-7.9%	ベッドタウン型	東京のベッドタウンとして、宅地開発が盛ん
16	愛知県	みよし市	60,098	7,941	67,808	7,907	-0.4%	-6.6%	産業誘致型	自動車関連企業が多く立地
17	広島県	広島市安佐南区	233,733	34,226	275,118	33,622	-1.8%	-9.1%	ベッドタウン型	新交通システムが寄与し、住宅増
18	奈良県	香芝市	75,227	10,175	83,551	9,992	-1.8%	-7.1%	ベッドタウン型	大阪近郊の高級住宅地
19	愛知県	高浜市	44,027	5,807	50,353	5,669	-2.4%	-8.6%	産業誘致型	自動車関連企業が多く立地。窯業も盛ん。老人介護福祉の整備も進む
20	佐賀県	鳥栖市	69,074	9,406	77,944	9,180	-2.4%	-8.7%	産業誘致型	九州最大の交通の要衝。市が物流拠点戦略を推進し、企業立地が盛ん

(10)

◎産業・雇用開発の取り組みをしている地域

若年女性人口変化率は、2010～40年の推計値

モデル1 産業開発型モデル(地域の特徴ある資源を活かし産業化を実現)

事例1　秋田県大潟村(農業)
独立独歩による農業の産業化に成功。1人当たりの住民税額(89,083円)も県内2位の秋田市(59,242円)を大きく上回る。若年女性人口変化率は+15.2%。

事例2　福井県鯖江市(製造業)
国内シェア96%、世界でも20%を占めるメガネフレーム産業の集積地。3世代世帯の割合も高く、共働きであっても子育てがしやすい環境で、福井市や越前市のベッドタウンとしての機能も相俟って人口増加を続けている。若年女性人口変化率は△27.1%、社会移動(流出)は少ない見込み。

事例3　北海道二セコ町(観光)
2000年代からオーストラリア人を中心とした外国からの観光客が急増。受け入れ体制整備を積極的に推進し、外国からの投資も増えて通年の世界有数のリゾート地に。若年女性人口変化率は△38.4%、社会移動(流出)も少ない見込み。

事例4　山形県米沢市(産学連携)
山形大学を研究拠点として有機ELセンターを設立。三菱重工等企業の集積を実現し、学術研究から製品開発までの一貫体制を域内に確立。若年女性人口変化率は△46.7%だが、社会移動(流出)は比較的少ない見込み。

事例5　岡山県真庭市(林業)
間伐から出る木くずを利用した「木質バイオマス発電」を実現。木くずを固めたペレットの製造・販売も進む。若年女性人口変化率は△52.1%、今後が期待される。

モデル2 公共財主導型モデル(大規模な国家プロジェクトにより地域を作りかえる)

事例6　京都府木津川市(研究都市開発)
1994年に街びらきした関西文化学術研究都市の一画。京都市、大阪市のベッドタウン機能との相乗効果により人口が増加。若年女性人口変化率は+3.7%。

事例7　大阪府田尻町(大型公共施設)
関西国際空港が町の面積の3分の2を占める。平成24年度の人口1人当たりの地方税額は461,204円と、府内2位の大阪市(235,409円)を大きく引き離している。若年女性人口変化率は+3.8%。

モデル3 学園都市型モデル(大学を中核に若年層の誘致に成功)

事例8　愛知県日進市
名古屋市、豊田市に隣接し、名古屋商科大学、愛知学院大学、名古屋学芸大学、名古屋外国語大学、椙山女学園大学等多くの大学や高校が立地する学園都市として高い人口増加を示している。若年女性人口変化率は+1.8%。

モデル4 産業誘致型モデル(工場や大規模商業施設の立地が財政を支えている)

事例9　石川県川北町
1980年代より松下電器産業(現・ジャパンディスプレイ)など積極的に企業を誘致。豊かな財政基盤によって下水道普及率100%達成など住みやすい街づくりを進め、金沢市、小松市への通勤圏であることも功を奏し、人口増加を続ける。若年女性人口変化率は+15.8%。

事例10　鳥取県日吉津村
米子市に隣接する小規模な自治体ながら、王子製紙や山陰最大規模の商業施設の立地により安定した財政基盤(1人当たり地方税額291,195円、鳥取県内1位。米子市は120,028円)。若年女性人口変化率は+6.8%。

◎ローカル経済圏としての機能・取り組みをしている地域

モデル5 ベッドタウン型(中核都市に隣接し、郊外ベッドタウンとして人口を増やす)

事例11　群馬県吉岡町
前橋市、渋川市に隣接するベッドタウンとして人口増加。高崎市へのアクセスも良く、いずれの市からも車で20分の距離。若年女性人口変化率は+1.9%。

事例12　福岡県粕屋町
隣接する福岡市のベッドタウンとして人口増加を続ける。福岡空港にも近く、交通の利便性等から住宅地として高い人気がある。若年女性人口変化率は+11.3%。

モデル6 コンパクトシティ型(まちの機能を中心地に集約し、ローカル経済としての効率化を実現)

事例13　香川県高松市(丸亀町)
中心部の地権者が中心となって第3セクターのまちづくり会社を立ち上げ、商店街沿いの再開発ビルの建設を継続的に進めている。土地の所有者を変えずに定期借地権を設定、その上に再開発ビルを建設し、これをまちづくり会社が運営する事業スキームで商店街全体のテナントミックスを行い、賑わいを創出。高松市の若年女性人口変化率は△40.5%。

事例14　千葉県習志野市
8つの公共施設を中央公園へ集約し、複合施設として建て替えを進めている。若年女性変化率は△21.6%。

事例15　宮城県女川町
学校等の拠点施設を集中配置で[illegible]とで動線を集約。周辺部の住宅団地も帰還希望に応じて柔軟に規模を縮小。若年女性人口変化率は△59.0%。

これからの産業振興の方向

戦略

新しい「コト」を興す

「進化・継承」「発掘・創出」「交流・誘発」

産業振興の方向性

産業と観光の融合
外部資源の活用と人材育成
新しいものづくりの拠点
新分野への展開
消費者を意識した新しい商業展開

すみだのものづくりの技術・事業者ネットワークの活用

今後のトレンド

【グローバル化】→世界に発信できるチャンス拡大
【人口減少・環境問題】→新分野における先端研究との連携
【メイカームーブメント】→ものづくりのあり方の変革
【新しい資金調達方法】→ビジネス化の手段の多様化

産業と観光の融合

- すみだの産業を見せることで、その背景にある歴史や文化への共感を呼び起こしていく。
- 地域の人々がホストとなり、すみだの産業を見せることで、すみだの製品やものづくりの奥深さを体感させる。

外部資源の活用と人材育成

- 外部の人材が事業を起こしやすい環境を整備し、区外から区内産業の担い手を呼び込んでいく。
- 外部からの刺激を取り入れながら、地域の人々の地域への愛着を喚起し、次代の人材を地域内部から輩出する。

新しいものづくりの拠点

- デジタル工作機械を駆使し、アイデア等を共有しながら自由にものづくりを楽しむ拠点を、区内各地に点在させる。
- すみだの産業が持つ技術やネットワークと、新しい発想やアイデアとの交流を促し、ものづくりの新しい形を創出する。

新分野への展開

- 複数の事業者が連携を促し、お互いの強みを生かし合う仕組みを構築することで、新分野への進出を支援する。
- 新分野の事業は、海外市場へ進出できる可能性が高い事業であるため、事業者の海外展開を支援する仕組みを検討していく。

消費者を意識した新しい商業展開

- 商品ごとの品質や価格、ブランド力等を総合的に考慮し、国内外に販路展開していく商社的機能を担える体制を確保していく。
- 差別化を図るためには、消費者を巻き込んだ事業展開が必要であり、こうした取組を行う商店街・個店を支援していく。

区の基本的な取組姿勢

- 「商業」、「工業」、「観光」といった縦割りの発想から、それぞれを融合させる発想に切り替え、産業振興に取り組んでいく。
- 意識の高い事業者に「集中的」に支援を行うことで、他の事業者を牽引する事業者を育成し、産業全体の底上げにつなげる。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

平成26年 5月23日成立
5月30日公布

家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする『日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策』を整備

→ 成長戦略を金融面から加速・強化

市場の活性化
（新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等）

投資型クラウドファンディング(注)の利用促進

◆ 少額（募集総額１億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディングを取り扱う金商業者の参入要件を緩和

◆ インターネットを通じた投資勧誘において詐欺的行為等が行われることを排除するための行為規制を導入 等

（注）新規・成長企業等と投資者をインターネット上で結び付け、多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み。

新たな非上場株式の取引制度

◆ 非上場株式の取引・換金ニーズに応える新たな取引制度を設けるに当たり、限定された投資家間での流通に留めることから、現行のグリーンシート銘柄制度(注)とは異なり、通常の非上場株式と同様の規制を適用

（注）現行の非上場株式の取引制度。上場株式に近い規制を適用。

金商業者の事業年度規制の見直し

◆ 「４月１日から３月31日まで」に限定されている現行の事業年度について、金商業者ごとに異なる設定をすることを許容

（注）この措置により、会計年度の異なる外国金融機関等の負担が軽減されるため、我が国への参入の促進が期待される。

市場の活性化
（新規上場の促進や資金調達の円滑化等）

新規上場に伴う負担の軽減

◆ 新規上場後一定期間に限り、「内部統制報告書」に対する公認会計士監査の免除を選択可能

（注）特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな新規上場企業は対象外。

上場企業の資金調達の円滑化等

◆ 上場企業が自社株を取得・処分する場合には、「大量保有報告書」の提出を不要（大量保有報告制度の対象となる株式から自社株を除外）

◆ 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を見直し（「無過失責任」から「過失責任」への変更等） 等

（注）上場企業が免責されるためには、企業側が「無過失」を立証した場合に限る仕組みとすることにより、投資者保護にも配慮。

市場の信頼性確保

ファンド販売業者に対する規制の見直し

◆ 第二種金商業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止

◆ 第二種金商業者について、国内拠点の設置等を義務付け 等

金融指標に係る規制の導入

◆ 特定の金融指標の算出者に対して規制を導入 等

電子化された株券等の没収手続の整備

◆ 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、没収の対象が電子化された株券その他の無体財産である場合の規定を整備